

入場券型汎用給付システム導入事業

公募型プロポーザル募集要項

令和 7 年 7 月

姫 路 市

1 募集の概要

(1) 事業名

入場券型汎用給付システム導入事業

(2) 事業の目的

本市では、世界遺産姫路城の文化財としての保全及び入城者の観光体験向上のため、デジタルチケットの本格導入を目指しており、現在、大阪・関西万博の開催に合わせ、試験的に導入し効果検証を行っているところである。

本格導入の際には、令和8年3月から施行される姫路城縦覧料の改定（入城者の属性に応じた多重価格化）に対応するとともに、観光客の回遊性を向上させるため、城周辺施設（好古園・美術館・文学館）とのセットチケット販売にも対応したシステムを導入することとしている。

また、将来的に、このシステムを活用し、観光施設への入場だけでなく、観光ガイドの利用、周辺飲食店舗等の割引、イベント入場、特産品との引き換え、ふるさと納税への対応など、観光地としての魅力向上や地域経済活性化に資する施策に対応したチケットとの組み合わせや、さまざまな政策目的に応じた市民向けの行政サービス（例えば子育て支援サービス）利用チケットの振り出しなども想定している。

本事業では、上記に示すさまざまな用途に対応した、汎用的に使える給付システム（チケットシステム）として確立することで、本市で実施する給付サービス（特に現物給付的な性質の強いもの）や地域経済活性化施策をより効果的・効率的に実施できる環境の整備を行う。

なお、本事業で導入するシステムは、別途本市が実装を予定している、新しい地方経済・生活環境創生交付金（令和6年度補正予算）の採択を受けた事業「ひめじスマートウォレットサービス」を構成するシステムの一つとすることを予定しており、デジタル商品券やデジタルチケット等の給付サービスの入口を市民ポータル上に集約した上で、共通のデジタルIDを用いた本人認証機能を搭載することで、市民の利便性向上と給付サービスのワンストップ化を目指している。

(3) 履行場所

姫路市役所及び本市の指定する場所

(4) 事業期間

ア 入場券型汎用給付システムの構築業務

契約締結日から令和8年1月31日まで（予定）

イ 入場券型汎用給付システムの運用保守業務

令和8年2月1日から令和8年3月31日まで（予定）

※ 運用保守業務に係る事業期間終了後、年度ごとに事業内容を評価した上で、次年度以降の業務継続を決定する。現時点では、最長3年間（令和11年1月31日まで）の業務継続を予定している。

(5) 提案上限金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

ア 入場券型汎用給付システムの構築業務

総額 28,000,000円

イ 入場券型汎用給付システムの運用保守業務

月額 1,000,000円

※ システムを運用するにあたり必要となる費用（運用保守費用のみならず、システム利用料や、システム運用に必要な機器等のうち、リース料や利用料等、月単位等で継続的に費用が発生するもの等）はすべて運用保守業務に含めること。

なお、システム運用に必要な機器等の購入費用は、構築業務に含めること。

※ 令和8年度以降の運用保守業務に係る契約に関しては、提示された月額費用を基準とする。

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。
- (4) 次の全てに該当すること。

ア 公告の日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会

社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合

(8) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の３年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第１中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第２に掲げる措置要件に該当した事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。

(9) 令和２年４月１日以降に完了又は公告日時点において３か月以上継続して履行した、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体（公共法人等）が発注した、デジタルチケット導入業務の履行実績を元請として有すること。

３ プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市デジタル戦略本部デジタル戦略室

戦略・企画担当（以下「デジタル戦略室」という。）

〒６７０－８５０１ 兵庫県姫路市安田四丁目１番地

電 話 （０７９）２２１－２３９３

FAX （０７９）２２１－２１６１

電子メール seisaku-digital(a)city.himeji.lg.jp

※ 送信の際は、(a)を@に読み替えること。

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和７年（２０２５年）７月１１日から 令和７年（２０２５年）９月１９日まで 本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成２年姫路市条例第１５号）第２条第１項各号に掲げる本市の休日という。以下同じ。）を除く。
契約条項を示す場所	デジタル戦略室

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

本プロポーザルに係る主な日程を次のとおり示す。

日 時	項 目
令和7年7月11日（金）	・ 公告
令和7年7月24日（木）午後4時	・ 参加表明受付期限
令和7年7月30日（水）	・ 参加資格確認通知書送信 ・ 公告内容及び配布資料に関する質問受付開始
令和7年8月 5日（火）	・ 公告内容及び配布資料に関する質問受付期限
令和7年8月 8日（金）正午	・ 質問回答送信
令和7年8月25日（月）午後4時	・ 提案書提出締切
令和7年9月 1日（月）	・ ヒアリング
令和7年9月 3日（水）	・ 契約候補者決定通知（予定）
令和7年9月19日（金）	・ 契約締結及び審査結果の公表（予定）

5 参加表明手続及び参加資格の確認

- (1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、参加表明手続の際に受領した提出書類については返却を行わない。

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式1-1）
- (イ) 履歴事項全部証明書（令和7年4月11日以降に発行された最新のもの）※写しでも可。
- (ウ) 業務実績調書（様式1-2）
- (エ) 姫路市税の納税証明書（一般競争入札参加用）（公告日以後に発行されたもの。市税の納税義務がある場合に限る。）※写しでも可。
- (オ) 国税の納税証明書（税務署様式その3の3。）（公告日以後に発行されたもの）※写しでも可。

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和7年（2025年）7月11日から 令和7年（2025年）7月24日まで 本市の休日を除く
----------------	--

閲覧の場所	デジタル戦略室 ※ 参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続に必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 ※ 様式等ダウンロードは、次のページから行うこと。 https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031161.html
-------	---

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、書留郵便等配達記録が確認できるものによることとし、デジタル戦略室へ郵送した旨を連絡すること。

持参する場合は、あらかじめデジタル戦略室へ連絡すること。

オ 提出場所

デジタル戦略室

カ 提出期間（参加表明受付期間）

令和7年7月22日（火）午前9時から同月24日（木）午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和7年7月30日（水）までに参加資格確認通知書を電子メールで送付することで通知する。（参加表明書には必ず電子メールアドレスを記入すること。）なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和7年8月5日（火）正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）によりデジタル戦略室に提出すること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

(3) その他の留意点

本項の規定により参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に対しては、参加資格確認通知書の送付と同時に、以下の参考資料を追加配布する。

ア UI/UX ガイドライン（参考資料4）

イ テスト方針書（参考資料5）

ウ リリース方針書（参考資料6）

6 説明会

説明会は行わない。

7 プロポーザルに関する質疑について

- (1) 参加者に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式2）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excel とする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

seisaku-digital(a)city.himeji.lg.jp

※ 送信の際は、(a)を@に読み替えること。

エ 提出期限

令和7年8月5日（火）午後4時まで

- (2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答日時

令和7年8月8日（金）正午

イ 回答方法

質問への回答については、質問者を特定できない形で全参加者に全質問の回答を電子メールで送信する。

- (3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、調達仕様書の追加又は修正事項とする。

イ 質問が第10項に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

- (1) 提出書類（提案資料）

ア 入場券型汎用給付システム導入事業に係る提案書（様式3）

イ 入場券型汎用給付システム導入事業に係る提案見積書（様式4）

ウ 機能要件・非機能要件対応一覧表（様式5）

- (2) 提出部数

資料2「入場券型汎用給付システム導入事業に係る提案書作成要領」第1項第3号に

記載の部数とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、書留郵便等配達記録が確認できるものによることとし、デジタル戦略室へ郵送した旨を連絡すること。持参する場合は、あらかじめデジタル戦略室へ連絡すること。

(4) 提出場所

デジタル戦略室

(5) 提出期間（提案受付期間）

令和7年8月21日（木）午前9時から同月25日（月）午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) 提案資料の作成要領

提案資料は、資料2「入場券型汎用給付システム導入事業に係る提案書作成要領」に従い作成すること。

(7) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、調達仕様書の内容を確認し、調達仕様書に示す要求水準に基づき作成すること。

エ 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、一切返却しない。

カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

9 ヒアリングの実施

(1) 提案者は、前項の規定により提出した提案資料についてヒアリングを受けなければならない。なお、ヒアリングの開催日時、開催方法等の詳細については、提案受付期間終了後、別途通知する。

(2) ヒアリングは、提案資料の質疑応答により実施するものとし、補完的な資料の提出は認めない。ヒアリングの時間は、30分程度とする。

なお、ヒアリング時には提案事業者名を名乗らないこと。また、名札等の提案事業者

名のわかるものを着用して実施しないこと。

- (3) 正当な理由なくヒアリングを欠席した場合は、失格となる場合がある。

10 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、ヒアリングを実施の上、第8項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案書に関する評価は、姫路市入場券型汎用給付システム導入事業者選定委員会において実施する。

ウ 姫路市入場券型汎用給付システム導入事業者選定委員会において、提案資料及びヒアリングの内容により、提案内容の全てについて総合的に判断し、審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

エ 提案書に関する評価点（選定委員6名の合計）について、次号「評価項目及び評価基準」のア「提案書に関する評価」に示す表のうち、基本評価点合計の6割（1,440点）未満である場合は失格とする。

オ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2人以上ある場合は、それらの者のうち、提案書に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案書に関する評価点の最も高い者がなお2人以上ある場合は、事業費（受託希望金額）の最も低い者を契約候補者とする。事業費（受託希望金額）の最も低い者がなお2人以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案書に関する評価

提案書に関する評価については、提案書作成要領に示す項目ごとに、「提案書に記述があり、仕様書に準じた提案内容」を標準（3点）として、0～5点で評価し、評価係数をかけた点数の合計で評価する。

評価項目	合計 評価点
1 基本的な考え方等	15 点
2 提案システムの概要等	50 点
3 機能要件	195 点
4 スケジュール	5 点
5 運用・保守	25 点
6 追加提案	110 点
合計	400 点
選定委員6人計	2,400 点

各項目の詳細な配点は、別紙「入場券型汎用給付システム導入事業に係るプロポーザル審査基準」のとおり。

イ 事業費に関する評価

配点は 300 点とし、提案見積書に記載の見積金額について、下記算定式により、算出する。

価格評価点＝（1－提案見積額÷提案上限金額）×300 点

※ 提案見積額及び提案上限金額は、構築費用と運用保守費用 36 か月分の合計額として計算する。ただし、事業費（受託希望金額）が提案上限金額を上回る場合は、その参加者の提案を不採用とする。

ウ 総合評価点

提案書に関する評価点（選定委員 6 名の合計）と事業費に関する評価点の合計（2,700 点満点）により算出する。

(3) その他、提案審査における留意事項

ア 提案者が 1 者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も調達仕様書で示した仕様等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

ウ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

エ 契約候補者の特定を令和 7 年 9 月 3 日（水）に行う。特定された契約候補者への連絡は、口頭又は電話連絡により通知するものとする。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。

オ 特定された契約候補者は、別途本市が指定する日までに、本件業務の見積書をデジタル戦略室に提出すること。

カ 契約相手方名、契約予定日、契約金額及び審査結果については、令和 7 年 9 月 19 日（金）を目途に姫路市ホームページに掲載する。

キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

1.1 契約の方法

(1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。

(2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が 2 人以上あるときは、前項第 1 号オと同様の方法により契約候補者を特定する。

(3) 提案資料は、契約書の一部とする。

(4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和 62 年姫路市規則第 29 号）第 29 条の規定を適用する。

1 2 プロポーザルの中止

- (1) 本市は、参加予定者が相通じ、又は不穏な行動をなす場合において、プロポーザルを公正に実施することができないと認められるときは、プロポーザルの実施を延期し、又はプロポーザルの実施を取り止めることがある。
- (2) 本市は、プロポーザル前において、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、プロポーザルの実施を延期し、又は取り止めることができる。
- (3) 前2号の場合における損害は、参加表明者の負担とする。

1 3 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第10項第1号オの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）によりデジタル戦略室に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

1 4 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項各号に規定する参加資格を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において、姫路市公告第391号第1項第5号ア及びイに定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者
- (5) 調達仕様書に定める仕様に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他本プロポーザルの条件に違反した者

1 5 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で利用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

1 6 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

17 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、本市は契約候補者に対し、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者について、契約締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、契約候補者との間で契約を締結しないことがある。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 契約候補者について、契約締結後に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、当該契約を解除することができる。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (4) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (5) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。
- (6) 審査結果について、契約締結後に、別紙「公募型プロポーザルの審査結果について」のとおり、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。なお、提案者が2者の場合は、姫路市情報公開条例第7条第2号の規定に基づき契約候補者とならなかった者の点数を非公表とする。